

被害者等支援計画

平成29年11月

株式会社 宝殿

1、はじめに

本計画は、「公共交通事業者による被害者等支援計画ガイドライン」(国土交通省 平成 25 年 3 月 29 日)に則り、お客様の死傷を伴う事故・災害等(以下「事故」という。)が発生した場合の救護・情報提供・現場対応、被害者様およびご家族様に対する対応と実地体制等について以下のとおり「被害者等支援計画」を定めます。

2、被害者等支援の基本的な方針

(1) 安全輸送確保に対する基本的な考え方

輸送の安全確保が事業経営の根幹である事を深く意識し、従業員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底いたします。

安全確保のためには一致協力し、人命の安全・二次被害防止を最優先に努めてまいります。

(2) 被害者等への支援に関する基本的な姿勢

万が一事故が発生した場合には迅速に対策本部を設置し、関係機関の協力のもと事故対応、原因究明に取り組んでまいります。また、被害者様及びご家族様にはお気持ち、ご意見をお伺いし迅速、かつ寄り添いながら精一杯の対応・支援に努めてまいります。

3、被害者等支援の基本的な実施内容

(1) お客様の救護等

事故発生時は、救護及び二次被害防止に努め、関係機関・周辺協力者と共に対応にあたります。

- ・負傷者の手当
- ・関係機関への連絡
- ・二次被害防止策(避難・誘導)

(2) 情報提供

被害者等の情報収集は、出来る限り警察・消防機関等に提供して頂く依頼をし、ご家族様等の問い合わせ・ご相談にプライバシーには十分配慮し対応する。

いち早く現場へ社員を派遣し、本部・現場・ご家族様との連携、情報共有、対応に努めてまいります。

(3) 事故現場等における対応

- ①事故等の発生直後においては、可能な限り被害者等のご家族に付き添い、待機

場所等の提供・要望にお答え致します

②病院において、事故の被害者等に対し意思・意向を尊重しつつ対応に努めてまいります

(4) 継続的な対応

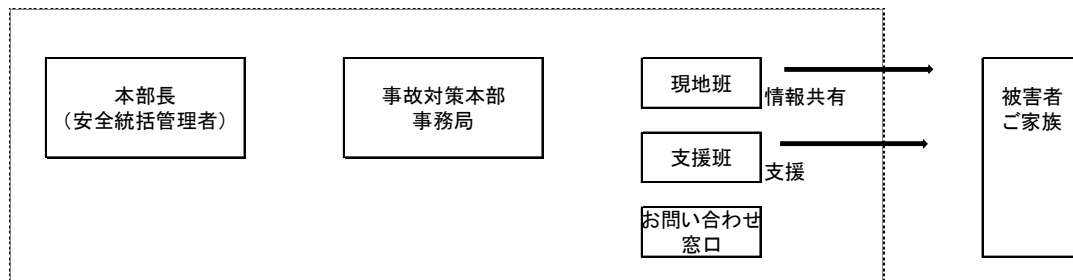
被害者及びご家族が希望・要望を尊重し出来る限りの対応・支援に努めてまいります。

4、被害者等支援の基本的な実施体制

(1) 体制の確立

事故発生時直後においては、負傷者の手当、二次被害防止を最優先に行い、必要に応じて事故対策本部を設置し対応にあたります。(以下体制図参考)

「被害者支援の実施体制図」



(2) 研修・教育・教訓等

万が一に事故に備え年に1度「事故対応訓練」、「救急救命訓練」を行っております。